

技術検討ワーキングの検討状況について

1. 検討の経緯

- (1) 情通審・第四次中間答申においては、デジタル放送に係るコピー制御のあり方について、
 - ① あらゆるメディアがデジタル化に向かう中にあって、
 - ② 「コンテンツを尊重（リスペクト）し、これを適切に保護する」という基本的な考え方が必要という認識に立って、コピー制御に係る新たなルールが提言されている。
- (2) こうしたルールのエンフォース（実効性の担保）については、上記答申では、「コピー制御に係るルールが、技術的に確実に担保（エンフォースメント）されることが重要」との認識を示すとともに、「エンフォースメントに係る制度を含めたルールの在り方について審議を行っていく」とされているところである。
- (3) 技術ワーキングにおいては、上記答申において提言された、エンフォースメントに係る審議の具体的な進め方等について、検討を行ってきた。

（第四次答申 該当部分）

① コンテンツに対する「リスペクト」について

あらゆるメディアがデジタル化に向かう中、「コンテンツ大国」に相応しい、多様で豊かなコンテンツの製作・流通を促進していくためには、コンテンツに関わる全ての者がそれぞれの役割の下に、努力していくことが不可欠。特に、多くの才能ある若者の、コンテンツを創造する職業を選択するインセンティブを絶やさないことが重要であり、このため、コンテンツを尊重（リスペクト）し、これを適切に保護すること、を基本的姿勢として、課題検討することが必要である。

② エンフォースメントに関する検討の必要性について

違法行為抑止の観点から、行政を始め、コンテンツの製作・流通に係る全ての関係者が、違法抑止・摘発する効果的な手法の開拓に努めていくことが必要。また、コピー制御に係るルールが、技術的に確実に担保（エンフォースメント）されることが重要。

審議会としても、コピー制御に係る技術的なエンフォースメントについて、状況把握に努め、エンフォースメントに係る制度を含めたルールの在り方について審議を行っていくこととする。

2. エンフォースメントに係るこれまでの議論

エンフォースメントに係る具体的な審議の進め方等について、技術ワーキングにおいて行われた指摘は、概ね以下のようにまとめることができるのではないかと考えられる。

(1) エンフォースメントの意義

デジタル放送において、低廉かつ効率的に、良質の放送コンテンツが継続して視聴者に提供されるためには、コンテンツを保護するため、一定のルールをエンフォース(実効性を担保)する仕組みが必要。

(2) 現在のエンフォースメント

現在、放送事業者が、放送コンテンツ保護に関する一定の情報を送信した場合には、当該情報に沿った動作を行う受信機によらなければ当該コンテンツが受信できないようにするために、「スクランブル(暗号化)」を基本とした、以下の仕組みが導入され、現在に至っている。

こうした技術と契約によるエンフォースメントは、上記(1)の観点から、一定の効果をあげていると考えられる。

- ・ 放送事業者は、放送コンテンツのコピー制御情報(COG等)を、当該コンテンツに多重化して送信。
- ・ あわせて、放送波にスクランブルが施される。スクランブル解除の為にはB-CASカードが必要。
- ・ 受信機でのコンテンツ保護規定(ARIB規格TR-B14)遵守(制御情報への反応)を、B-CASカード支給契約によるエンフォースメントで担保。

(3) エンフォースメントの今後の在り方

- ① 上記(2)のような、技術と契約によるエンフォースメントの実現には、送・受ともにスクランブラ・デスクランブラなどのシステムとしての機能搭載が必要である。

そして、地上放送など、いわゆる基幹放送において、上記のようなスクランブルを基本とするエンフォースメントを用いることについては、当委員会を含め、これまで様々な問題提起が行われているところであり、またこれらの仕組みの運用には、一定のコストがかかることは事実である。

以上を踏まえれば、制度的エンフォースメントについて検討することには重要な意義がある。

- ② そして、最終的に、制度的エンフォースメントが、スクランブルを基本とするエンフォースメントに代替し得るか否かを定めるためには、双方のメリット、デメリットを含め、なお様々な角度から議論を行うことが必要であるが、特に制度的エンフォースメントの具体的な枠組みを明確化することが重要であり、当ワーキングにおいて、早急に検討することが必要である。

3. 今後の検討の進め方

上記のような議論を踏まえ、技術検討ワーキングにおいては、当面、以下のような項目について、引き続き、検討を進めていくこととする。

- ① 制度的エンフォースメントの必要性
- ② 制度的エンフォースメントの対象範囲(対象となる「設備」等)
- ③ 制度的エンフォースメントの具体的な効果

(参考)

- コピーワンスと B-CAS の関係を教えて欲しい。視聴者がどういう負担になるのかというところをもう一度きちんと認識をして議論に参加したい。
- 利用者の利便性と実効性あるコンテンツ保護のバランスをとるという観点からは、保護方式がどのような形でエンフォースされるのかという点については、消費者にとっても大きな影響があるため、消費者も含めた形で検討を進めていくことが必要。
- コピーワンスについてはもちろんだが、B-CAS 方式なのか新しい方式なのかという権利保護情報の遵守方式についても、消費者や権利者等の参加を得たオープンな形で協議を進めていくことが必要。
- 今まで視聴者が、無料の地上波アナログ放送を基幹放送として、大切に思っているのは、非常に使い勝手がよくて、見やすいため。しかし、デジタル化により、知らないところでいろいろなルールが決まり、デジタル化した人にとっては非常に不具合もあるなど、だんだんおかしいということが国民に広がっている。
- 地上波放送というのは、録画の楽しみも含めて、私たちだれもが楽しめるものであるという基本に戻って考えるべき。無料広告放送と公共放送の話だという基本に立ち返って議論すべき。
- 新RMPにコピー制限の運用を変えたとしたとしても、そもそも消費者が何を望んでいるのかと言えば、無料の地上デジタル放送に何か制限をかけるのはおかしいということ。今すぐそれができないまま、私たちは何を選択していいのかもわからないまま、アナログ放送の停波までの残り 1,600 日が過ぎていいのか非常に問題。